

“KANAGAWA”

福祉タイムズ

2003 10 No.623

発行日 2003年（平成15年）10月15日
毎月1回15日発行
発行所 〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2
社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会
TEL045-311-1423 FAX045-312-6302
<http://www.progress.co.jp/members/jinsyakyo/>
編集発行人 清水勝夫
定 価 100円（郵送料込）
印刷所 神奈川新聞社
昭和27年1月30日 第三種郵便物認可



「心で伝える」トータル・アシスタント・ドッグセンター（ATC）の金美華（きんみか）さんは、3年前トレーナーになった。訓練は障害のある方の体の動きをしっかりと頭の中に入れ、心を伝えながら行う。また、訓練をしたから介助犬になってしまうのではなく、犬の適正や幸せを最優先にしてその行く末を考えてあげることが大切だという。「ちょっとした心の動きもすべて分かってしまうので、ありのままの自分をぶつけていかないといけない。私自身が犬に教わることの方が多いです」と真摯に話す。（写真・文 菊地信夫）

あんどる

今年も夏祭りが各地で盛んに行われました。いなせな若者たちの神輿を担いでいる姿に日本情緒を感じ、なんとも言えない気持ちになるのは私の年のせいでしょうか。

最近、金神輿を持っている町内会も多くあるようで、日本の伝統あるものを残していくことの大切さを感じますが、実際には多くの地域が、神輿を担ぐ若者が集まらないと困っているのが現状です。当然、仕方なく他の地域から手助けの担ぎ手を連れてこなければなりません。結局、祭り半天も違えば、顔見知りでもない他の地域の人。町内の親睦を深める祭りの意味は半減してしまうと、毎年町会の役員の皆さんは悩んでいます。

また、今年の祭りでは、担ぎ手の女性が後ろから胸を触られたと若い参加者たちが役員に抗議を申し込んでくるなど、セクハラ問題までもが浮上してきました。始めは、祭礼だからと寛容な態度をとっていたおじさん族も、断固として厳しい反省を求める若者たちの猛烈な勢いに、皆たじろいでしまいました。五穀豊穡を喜び、人々の健康を祈る祭礼のあり方を、改めて皆で考えていかなければならない時代なのだと感じました。

県民生委員児童委員協議会
広報委員長 鈴木立也

目次.....CONTENTS

権利を守り暮らしの安心を支援する.....	2・3
「かながわ補助犬フェア2003」開催される.....	4
心と心をつなぎ、友愛の絆を深めるために.....	4
様々な福祉施設の今日的課題を語り合う.....	6
かながわ長寿社会開発センターいきはつらつ.....	7
連載・心のゆたかさをはぐくむ(7).....	10・11

権利を守り暮らしの安心を支援する

— 地域福祉権利擁護事業の取り組み —

平成11年10月より国庫補助事業として、全国的に実施している地域福祉権利擁護事業（以下、事業）も五年目を迎え、更なる充実が求められています。

そこで、事業の内容に関して理解を深めていただくために、利用者が抱えている様々なニーズに対する支援に向けて、市町村域において施設や病院を含

めた福祉・保健・医療の関係機関・団体や関係専門職等との連携を図っていくことができるよう、本会が実施している事業の概要について紹介します。

なお、文中で使用する実績等のデータについては、平成15年3月末日時点のものを使用しており、その中には横浜市・川崎市内の実績も含まれています。

地域福祉権利擁護事業とは

この事業は、痴呆性高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分ではない人や身体に障害がある方などが、地域で自立し安心して生活が送れるよう、暮らしの中の様々な不安や疑問、判断に迷うことなどへの支援を通して、一人ひとりの権利を守っていくための事業です。

事業を効果的に実施していくため、全国の都道府県・政令指定都市社協が実施主体に位置づけられており、本県においては、本会と横浜市社協（事業の一部を区社協へ委託）・川崎市社協（事業の一部を在宅福祉公社へ委託）が実施主体となっています。

また、利用を希望する方々が、より身近な場所ですら相談やサービスを受けられるよう、本会では各市町村社協（横浜市・川崎市は除く）に事業の一部を委託し、つぎの三つのサービスを提供しています。

〈福祉サービス利用援助〉

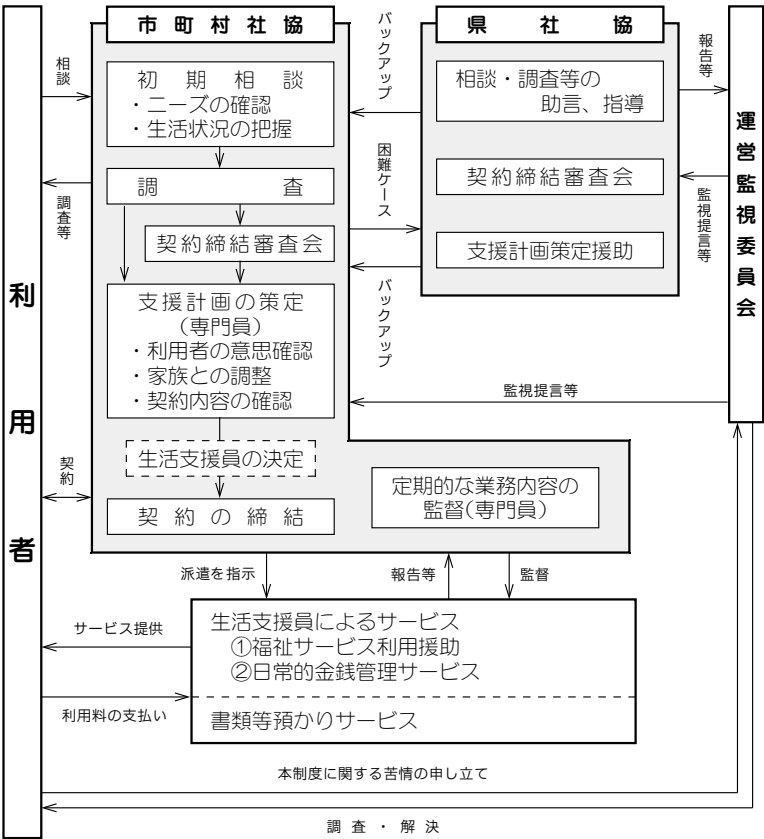
○福祉サービスの利用に関する情報の提供や助言

○福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの支援

〈日常的金銭管理サービス〉

○年金や福祉手当の受領に必要な手続きの支援

神奈川県における地域福祉権利擁護事業（展開図）



○預貯金のおし入れの手続き支援
〈書類等預かりサービス〉
○各種証書や通帳などの重要書類等の預かり

判断が困難な方などが対象

痴呆性高齢者や知的障害者、精神障害者等で判断能力が十分ではない、また身体に障害があることにより、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手や理解、判断、意思表示を、一人で適切に行うことが困難な方

などが事業の対象となります（療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方や、痴呆症の診断を受けている方に限られるものではありません）。

また、居宅でも施設や病院に入所・入院されている場合でも、利用を希望する場合には対象となります（居宅外からの利用を希望する場合は、施設や病院の所在する市町村社協へご相談ください）。

なお、契約内容等を判断することが難しいと判断された方について

ては、「成年後見制度」による後見人等と契約を締結することにより、事業を利用することができます。現在県内では、四人（成年後見人二人、補助人二人）の後見人等との契約を締結しています。

利用にあたっての留意点

事業の利用にあたっては、利用者と市町村社協で「契約」を締結することが必要となります。そのため、親族の方々や関係者が事業の必要性を強く認識されている場合であっても、事業を利用したいという本人自身の意思が明確でなければ利用することができません。

各市町村社協が定める利用料を、利用者に負担してもらう必要があります。しかし、利用料については、減免（応能負担）制度を設けている市町村社協もあります。また、生活保護受給者については、全国的に利用料を免除され、無料となっています。

本人の「契約締結能力等の判断」については、「契約締結能力判定ガイドライン」（国要領別添）をもとに、専門員が複数回にわたる面接調査を実施する中で確認しています。この中で、本人の「契約締結能力」に疑問等が生じた場合は、

市町村社協に設置され、弁護士、医師等で構成される「契約締結審査会」に判定を求めます。

「支援計画の作成」

契約を締結するにあたって、支援計画を作成します。支援計画は、利用者に対して行う支援の内容を詳しく（いつ・だれが・なにを・どのように支援するのかなど）定めた契約書の一部となる書面であり、本人（必要に応じて親族等や関係者）と市町村社協が調整しながら作成します。契約後は、この

平成14年度地域福祉権利擁護事業実施状況(横浜市・川崎市含む)

区 分	痴呆性 高齢者等	知的 障害者等	精神 障害者等	身体 障害者等	その他 (不明含)	計
相談件数（累計・単位：件）	12,371	1,906	2,229	2,267	1,061	19,834
契約件数（累計・単位：件）						
①福祉サービス利用支援・日常的 金銭管理サービス	194	17	24	45	3	283
②書類等預かりサービス	55	10	8	19	2	94
③上記①②の両方	42	5	5	13	2	67
実利用人員（3月末現在・単位：人）						
①福祉サービス利用支援・日常的 金銭管理サービス	356	47	49	99	5	556
②書類等預かりサービス	154	45	32	46	2	279
③上記①②の両方	103	24	22	31	2	182

支援計画に基づき生活支援員が定期的に訪問し、具体的なサービスを行うなどの支援にあたります。

事業をささえる体制

市町村社協には、本人の希望をもとに適切な支援計画を作成し、契約までの支援を行う専門員を、原則一名配置しています。市町村社協によっては、独自に複数の専門員や事業担当職員を設置しているところもあり、運営体制の整備に努めています。

また、県内には二百六十一名（実稼働者百四十三名、未稼働者百十八名／常勤・非常勤者三十八名、登録者二百二十三名）の生活支援員が配置されています。なお、サービスをより一層充実させるため、生活支援員を非常勤職員等として雇用している市町村社協もあります。

さらに、契約による事業の信頼性を高め、利用者が安心して利用できる仕組みとして、「運営監視委員会」（かながわ福祉サービス運営適正化委員会に設置）が、事業の適正な運営を確保するために、利用者等の苦情への対応など、第三者的機関として監督を行っています。

誰もが安心して暮らせるまち

事業も五年目を迎え、県内での

利用者数は、七百四十名（横浜市・川崎市含む、平成十五年八月末時点）となりました。

事業の積極的な推進に向けて、本会では、市町村社協に対する具体的な支援として、①困難事例への支援、②市町村社協への個別訪問（契約締結審査会への参加含む）、③専門員・生活支援員の専門性の向上、④事業の推進に向けた方針の検討（資料等の作成含む）、⑤事業に関する顧問弁護士の導入などを中心に、充実した取り組みに向けて努力しています。

このような取り組みの積み重ねが、誰もが地域で「いきいき」と「あんしん」して暮らすことができる福祉のまちづくりにつながることを期待しつつ、今後は事業を必要としている方だけでなく、地域に住む多くの方々に、事業の情報やサービスが十分に行き届くようにしていかなければならないと改めて痛感しています。

そのためにも、関係者の方々に、今後より一層のご理解をいただくとともに、積極的な事業のご活用をお願いいたします。

※事業に関するご相談やお問合せは、本会及びお住まいの地域の市町村社協へご連絡ください。
（かながわ権利擁護相談センター）

「かながわ補助犬フェア2003」開催される

「身体障害者補助犬法」の施行から一年が経過します。

身体に障害のある方々の自立と、社会参加の促進を目的としたこの法律は、日常生活を支援する良質な補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の育成を進めるほか、公共施設や不特定多数が集まる施設での、補助犬同伴利用を法的に可能としました。しかし、法律の認知度は依然低いのが現状で、補助犬の育成や受入れ体制づくりが急務となっています。

そこで、十月一日の完全施行日前の九月八・九日に、補助犬や法律を正しく理解してもらおうと、神奈川県と（財）神奈川県身体障害者連合会、本会の主催で「かながわ



補助犬たちの一生懸命な姿を思わず足を止めて見つめる通行人たち

補助犬フェア2003」が開催されました。

会場の一つ、新都市プラザでは、育成団体の協力によりデモンストラーションが開催され、多くの方々が足を止め、感心した面持ちでその様子を見つめていました。また、「楽しさややりがいを持つて一生懸命に働く犬たちを、温かく見守つて欲しい」との使用者の言葉に、深く頷く姿も見られました。

かながわ県民センターでは、住友生命作成の啓発ビデオの上映のほか、NPO法人日本介助犬アカデミーの高柳友子専務理事による講演会が催されました。

高柳さんは、「補助犬を取り巻く様々な問題は犬の問題ではなく、障害者の社会参加の問題そのものであつて、私たちはそれを十分理解した上で、支援のあり方を考えていくことが何よりも大切。その気持ちの広がりこそが、本当の意味での社会参加やバリアフリー化につながっていく」と述べられ、成長過程にあるこの法律が、より良いものになるよう力を貸して欲しいとの結びの言葉に、場内から力強い拍手が送られました。

◆県障害福祉課身体障害福祉班
☎045-210-4709

心と心をつなぎ、友愛の絆を深めるために

「横浜いのちの電話外国語相談開局十周年記念フォーラム」開催

秋晴れの九月十四日、県社会福祉会館で、「異文化の背景を持つ子どもと家庭を考えるー外国語電話相談の役割とネットワーキング」と題し、外国語相談十周年記念フォーラムが開催されました。

横浜いのちの電話外国語相談（通称・LAL）は、急増するラテンアメリカ圏からの移住労働者およびその家族の支援を目的に一九九三年にスタート。その特徴は、母語（ポルトガル語・スペイン語）により相談が行われていることで、二〇〇二年度までに延べ八千七百三十五件となっています。多様な相談内容に対し、約七十名のボランティアスタッフが応えています。

また、相談者と共に問題解決の道を探るため、独自の相談員養成プログラムを開発、九カ月におよぶ研修を実施しています。

当日のフォーラムでは、白井幸子氏（ルーテル学院大）による基調講演に続き、パネルディスカッションで、有田モト子氏（横浜いのちの電話スーパバイザー）が十年の歩みを、その他四人のパネリストがそれぞれの立場からレポートしました。パートナーから受ける暴力や劣悪な就労環境、住居確

保の難しさなど、日常生活における様々な問題が挙げられました。

中でも、豊住マルシア氏（LALコーディネーター）は、外国籍の子どもが非行、いじめ、学校の授業についていけないなど、日本の学校・教育の中で取り残されてしまう原因の一つには、日本で生きる親の価値観、姿勢の影響が大きいと強く指摘していました。結びの「未来は、私たちがいつか辿り着くところではなく、私たちが築くところである」（『開発教育資料集』の言葉が印象に残りました。



熱いラテンのリズムで盛り上がる交流会

◆当日資料（母語・日本語）を希望される方は、いのちの電話事務局までお問合せください。

☎045-333-6163

事業所等の在り方(「保育」のみ抜粋)

- 保育所利用者の普遍化、介護など周辺分野における改革動向を踏まえ、保育所利用の在り方について従来の市町村委託方式から、保護者と保育所が直接向き合うような関係を基本とする仕組みへと見直しを検討すべき
- 市町村が引き続き負うべき責任・役割として、保育の供給体制の整備や質の向上を図るとともに、保育所利用の必要性や優先度の判断などに関する新たな仕組み（要保育認定）を導入し、実施に当たることが必要。なお、諸外国で導入された自由価格制を前提としたバウチャー制度の我が国への導入は不適當
- 待機児童解消に向け、保育の供給体制の充実を図るとともに、官民の役割分担や運営の効率化の観点から、公設民営方式の推進や公営保育所の民営化等を進めていくことが適當
- 保育所の子育ての専門性を活かす観点から、保育所が地域の子育てを支え、助ける存在として地域に開かれたものとなるとともに、ソーシャルワーク機能を発揮していくことが必要
- 育児休業施策と保育施策を総合的に捉え、整合性の取れた取組へと変えていく観点から、1歳児保育の受け入れの推進を図るとともに、育児休業制度において、その取得期間（現行子どもが1歳に達するまで）の取扱いの弾力化が行われることを期待
- 保育所等の就学前の子どもの育ちを支える施設の費用については、施設ごとの機能・役割に応じた適切な形で、公的支援を行っていくことを基本に考えるべき
- 保育所運営費用については、地方公共団体の財政状況等によって取組に支障が生じることのないよう、介護保険制度のような国と地方公共団体を含め国民全体で支える仕組みも選択肢として検討すべき。

※この他、「地域子育て支援」「経済的支援」の在り方を示している

社会連帯による次世代育成支援に向けて
「次世代育成支援施策の在り方に関する研究会」報告とまるー
子育て支援事業の充実に向け検討してきた、厚生労働省の「次世代育成支援施策の在り方に関する研究会」が、研究の成果を報告書にまとめました(※)。
本報告書では、核家族化の進行や就労環境の変化、近隣関係の稀薄化などを背景にした子育て環境の変化や歯止めがかからない少子化による、確実な「人口減少社会」の到来などを視野に入れながら、「社会連帯による子どもと子育て家庭の育成・自立支援」を基本理念として掲げています。また、(1)普遍化・多様化、(2)総合化・効率化、

③家庭と地域の「子育て力」、④出生から青少年まで年齢に応じたきめ細やかな施策、⑤専門性の確保」の基本的方向に沿って、子育て支援施策の量的、質的拡充を図ることが適當だとしています。
そうした上で、今後、地域の実情に応じた子育て支援が求められる中で、子育て支援施策の財源構成の見直しと、新たな財源確保に向けた枠組みの構築等を掲げ、新たな「次世代育成支援システム」を創設することを提案しています。
※http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/sesaku/syousika/030807-1.html

読者の声

ー公共の秩序と善良な風俗ー

最近通勤途上で、ふと「日本人も随分と個性豊かになったなあー」と感じる事が多くなった。

日本人の髪の色は黒であり、年とともに白くなることが当たり前であった気がするが、最近では、金髪はもちろん赤や黄、緑に紫、まさに多色である。服装もはみ出しや破れたズボンなんて当たり前、奇抜で個性豊かである。言葉はチンパンカンパンで意味不明であるが、よくよく聞いてみると日本語のようなので、日本人には違いないようだが、正直どれもこれも私にはなかなか馴染めない。

そんな中、先日、金髪で目の色は青、鼻も背も高く、明らかに「外国人」とわかる人を中心とした数人が、「公序良俗」の話に熱を上げていたのを耳にした。

「電車内で空き缶や新聞・雑誌等の処理、携帯電話の使用方法についてのアナウンスを、一日のうちは何度も耳にするが全く無視されている。また高速道路ではスト

レス発散と称して、他人の迷惑や危険を顧みず暴走し、街中では大音量で得意げに車を操り、『自分さえ良ければいい』などと平気で口にする。日本人は、元来公序良俗に反することなく、礼儀作法も外国人が目を見張るほどきちんとされているはずでは? 一体ドウナッテルノ?」と、まことに正しく流暢な日本語で熱弁していた。

私も全く同感である。日本の良さに憧れて来日する外国人の方が日本人らしく、日本文化の良いところを多く知っていることに、恥ずかしさを覚えずにはいられなかった。

自由で豊かな時代と言われる今日にあって、古き良き時代の姿を懐かしんでしまうのは、やはり年のせいなのであろうか。

(勇作)

▶投稿をお寄せください◀

「福祉について思うこと」をテーマにした投稿をお待ちしています。他のテーマや本紙内容へのご意見ご感想でも結構です。分量は700字程度。匿名でも結構です。



郵送：〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2
FAX：045-312-6302
Mail：kikaku@jinsyakyo.or.jp
いずれも「県社協企画課タイムズ係」と明記のこと

県社協のひび

様々な施設の今日的課題を考える

本会施設部会では、去る八月二十五日に「施設間交流シンポジウム」を開催しました。

このシンポジウムは「社会福祉法」の改正や「介護保険制度」「支援費制度」の導入を始め、「苦情解決事業」及び「サービス評価事業」の推進等の新たな取

り組みが求められている中、他業種の課題を共有することを目的に開催しました。当日は部会内の十協議会を代表して、老人・更生・障害・保育の協議会の施設長がシンポジストとして、各種別の現状と課題について報告を行いました。



活発な意見が交わされたシンポジウムの様子

老人福祉施設協議会からは、介護保険法の施行に伴う介護報酬の請求に費やされる時間の問題や、施設においてケアマネジメント機能が十分に発揮できない悩み等が出されるとともに、情報開示・第三者評価・苦情解決・権利擁護等について、施設によっては取り組みが困難であるなどの課題が出されました。更生福祉施設協議会からは、全国的な問題となっている「ホームレス」の人たちが屋外

生活を送らざるを得ない背景と、ホームレス自立支援施設での援助状況やその難しさが報告されました。

また障害福祉施設協議会からは、「利用者主体のサービス」を実現するために、利用者と施設・職員・家族との「対等な関係」づくりに向けた現在の取り組み状況と今後の課題についての報告がありました。

さらに保育協議会からは、各家庭における親の子育ての依存傾向、育児不安の増大化・子育て放棄等の問題についての報告と、早期解決に向けた支援体制づくりのほか、参入の

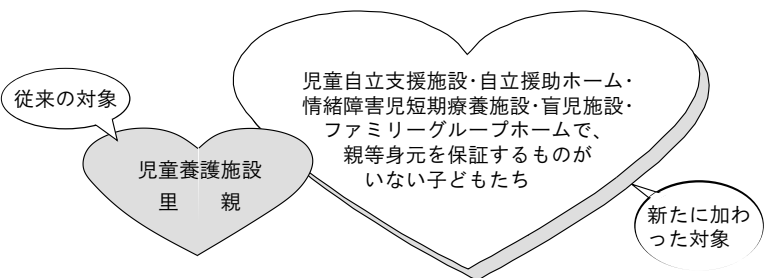
進む企業と対等に施設運営を行っていくための「保育サービス」の向上に向けた経営努力の必要性が、今後の課題として上げられました。

報告後の質疑では、場内から多数の意見が出されました。また、参加者のアンケートでは、「他業種の課題が多くあるのに驚いた」「自分の施設で生かせる話が聞けてよかった」「またこのような研修を実施してほしい」等の意見があったことから、施設部会では、引き続き「施設間交流シンポジウム」の開催を予定しています。

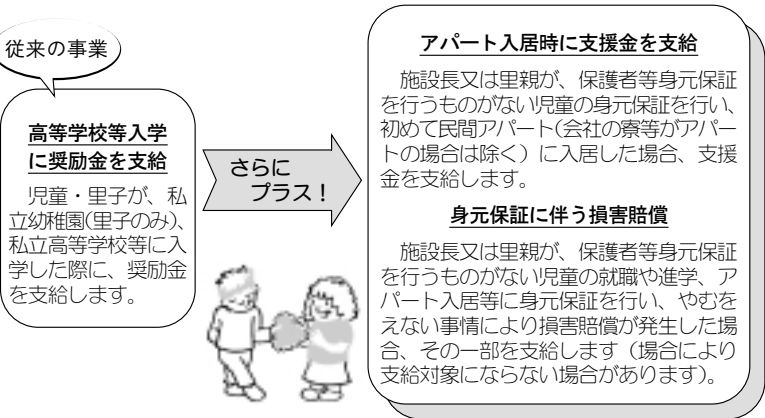
(社会福祉事業課)

「子ども福祉基金援護事業」が変わりました！

その1 対象を拡大し優しさの輪が広がりました！



その2 事業を充実し子どもたちの明日を応援！



皆さんの善意をお寄せください！

この事業は、皆さんからの寄付金により積み立てられた「子ども福祉基金」により実施しています。社会に出る子どもたちのために、貴方のお気持ちをお寄せください。

【受入口座】横浜銀行横浜駅前支店 普通預金0552884
〈口座名義〉(福)神奈川県社会福祉協議会 出納責任者 平本邦夫

【事業のお問い合わせ】生活支援担当 ☎045-311-1426
【基金受け入れのお問い合わせ】かながわボランティアセンター ☎045-312-1121(代)

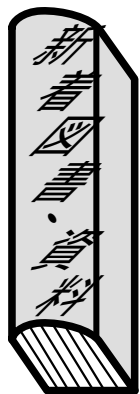


図 書

読んでみよう！

★市民による電話相

談くあなたの声が聴きたくて(子ども情報研究センター、明石書店)
子育て相談に対して、共感し、受けとめることは最大の支援であり、子どもたちの後ろには、悩みを抱える親たちがいることを実感する一冊。

★失敗に学ぶ「介護援助」のコツ(ホームヘルパーの価値ある失敗100(小原和代、日本医療企画)
★介護・看護食のための虐待防止チェックリスト(ケースアドボケート実践(有馬良建、医歯薬出版)

私のおすすめの1冊

「地域福祉の源流と創造」
三浦文夫・右田紀久恵・大橋謙策 著



相模原市社協在宅福祉係
係長 河原 哲

社協職員である私は、『社会福祉法により社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核として位置付けられ』と資料に記しながら、ペンが止まる。「お前は地域福祉の何を知っているのだ？」本書では、地域福祉という考え方がどのような歴史的経過をたどってきたのか、“地域福祉論”の地平を開かれた碩学たちによる鼎談、対談によって、まさにその“源流”が明らかにされていく。決して社協の専売特許ではない、今後の社会福祉を導く、より高次の可能性が語られる。そして、読後、次なる実践を“創造”するのは我々自身だということも思い知らされる。



2003年刊
中央法規出版・定価2,600円

資 料

価値あり！

★かしこく選んで食は豊かに(選べるユニバーサルデザイン財団法人すこやか食生活協会)
安全で快適な食生活を営むための関連商品、食器・調理用品・食品の容器包装・買い物用カートなどの全容と、有料家事サービス等を紹介している。

★高機能自閉症・アスペルガー症候群「その子らしさ」を生かす子育て(吉田友子、中央法規)

★更生相談所事務マニュアル(更生相談所運営研究会・飯田勝、中央法規)

★改訂 精神障害者ケアマネジメントマニュアル(寺田一郎、中央法規)

★地域福祉概説(井岡勉他、明石書店)

★福祉コミュニティ形成の研究(瓦井昇、大学教育出版)

★ソーシャルワーク・スーパービジョンについて考える(日本ソーシャルワーカー協会)

★福祉サービス苦情解決ハンドブック(大阪市社協 運営適正化委員会)

★利用者のサービス選択を支援する情報公開モデル運営事業 報告書(訪問介護サービスの質に関する研究プロジェクト(ダイヤ高齢社会研究財団)

★2015年の高齢者介護(高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて(高齢者介護研究会)

★支援費制度を知ろう(学習会用カードと学習会の手引き(東京都社協)

★企業担当者のための障害者雇用ハンドブック(日本障害者雇用促進協会)

★少子化時代の子育て支援取組指針(神奈川県福祉部児童福祉課)

★救護施設個別支援計画書(第1次案(全国救護施設協議会)

「福祉資料室」をご利用ください！

閲覧室のほか、文献検索、利用相談等のサービスを行っています。

◆利用時間：月～金(第3金曜、祝日、年末年始等を除く)の9時～17時

◆問合せ：☎045-311-8865
FAX045-313-9341

◆インターネットでの資料検索
<http://www.progress.co.jp/members/jinsyakyo/tosyo/>

～「新着情報コーナー」ができました。ぜひご利用ください！～



今月のいちおし クリック！

「地域福祉・ボランティア情報ネットワーク」

のホームページをご紹介します

全社協・地域福祉推進委員会が運営するサイト。地域福祉の基本的な説明や社協の実施する各事業の紹介、委員会の動きなどが閲覧できるほか、全国のボランティア・市民活動の情報を検索できます。また、まだホームページのない社協は、所定フォームに入力することで情報公開することができます。



<http://www3.shakyo.or.jp/cdvc/>

Information

役員会の動き

◇理事会 9月29日・①正会員入会申込み、②県社協会長顕彰者の選考、③平成15年度一般会計並びに特別会計補正予算(案)について

◇新会員紹介

【経営者部会】(偏幸済会
【施設部会】かわしまホーム、サンメッセしんわ、鎌倉清和由比

日本財団六分儀助成金

◇対象事業 16年4月1日以降に開始し17年3月31日に完了の①障害者の地域生活支援、②子育て支援、③高齢者の社会参加の促進と在宅支援等の事業(国庫又は他の補助を受ける事業は対象外)
◇対象 原則財団法人、社団法人、社会福祉法人等の公益活動を行う団体
◇助成額 総事業費に対し、①社会福祉に関する事業80%以内、②社会福祉施設の建設75%以内
◇〆切り 10月31日(金)必着
◇問合せ (財)日本財団 公益・福祉部
☎03-6229-5162

第7回こども未来賞

◇内容 子どもの生活で感じたこと考

えたこと、子育てにまつわるエピソードなど、明るく楽しい子育て体験を募集

◇対象 誰にでも応募可

◇規定 ①自作の未発表・未投稿作品に限る、②1人1作品に限る、③400字詰め原稿用紙4〜6枚(1千600字〜2千400字)、ワープロ可、④作品の上に題名・住所・氏名(フリガナ)・生年月日・性別・職業・電話・FAX番号を明記した用紙を添付のこと

◇〆切り 11月14日(金)当日消印有効

◇賞 こども未来財団賞1編(賞金30万円他)、読売新聞賞1編(賞金20万円他)、入選5編(賞金5万円他)等

◇その他 入選作品の著作権は主催者に帰属します(応募作品は返却しません)

◇送付・問合せ 〒104-8325 東京都中央区京橋2-9-2 読売新聞東京本社事業開発部「こども未来賞」係
☎03-5159-5886
FAX 03-5159-5878

高齢者・障害者の権利擁護特別相談会

◇内容 弁護士や福祉専門相談員が、痴呆性高齢者や障害者等の権利侵害や虐待、財産管理等の権利擁護の相談に無料で応じます(相談時間約45分、秘密厳守)

◇日時 11月15日(土)10時〜17時

◇会場 大和市保健福祉センター(小田急線鶴間駅下車徒歩5分)

◇申込み 事前に電話又はFAX、メール(assist@jinsyakyo.or.jp)でお申し込みください

◇問合せ かながわ権利擁護相談センターあしす

☎045-312-1121(代) 内線3557

FAX 045-322-3559

企業の姿勢です。PDマーク

県では個人情報保護条例に基づき、個人情報取扱業務登録制度を設けています。登録の証「PDマーク」の掲示により、個人情報保護に自主的に取り組み姿勢を示すとともに、信頼関係を増すことにもなります。まだ



登録されていない事業者の方は、この機会にぜひ登録されるようお願いいたします。

◇問合せ 県情報公開課個人情報保護班

☎045-210-3720

FAX 045-210-8838

寄付金品ありがとうのじやうまつた

【一般寄付金】▽明治生命保険相互会社大船支社▽おししま眼科院長大島智晃▽田中良平▽脇隆志(交通遺児援護基金)▽(株)京急百貨店▽神奈川県設計協同組合連合会【としび基金】▽恩賜財団済生会若草病院▽としびショップ輝▽富士シティオ(株)FJ I 徳延店▽港栄館▽総合病院衣笠病院▽野川南台保育園▽鈴木康夫▽櫻井正▽沼倉清治▽志賀勇▽高橋昭▽岸英朗▽遠藤毅香▽佐藤正平 (計七四五、一三二円)

【寄付物品】▽神奈川県定年間問題研究会▽日本シャクリン(株)▽(株)三浦工務店▽神奈川県福祉事業協会▽杉村律子▽扇志野 (敬称略)

心ゆたかな保育者への道

2年間で夢を実現しよう

幼稚園教諭二種免許・保育士資格の取得が可能です

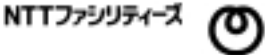
聖セシリア女子短期大学

幼児教育学科

〒242-0003 神奈川県大和市林間 2-6-11

☎046-274-8564(代) URL http://www.ceclia-wjc.ac.jp

社会福祉施設の企画、設計・監理、リニューアルから維持管理まで総合的に施設づくりをお手伝いします。



NTTファシリティーズ 一級建築士事務所

株式会社エヌ・ティ・ティ ファシリティーズ

東京都港区芝浦3-4-1

☎ 0120-72-73-74

TEL 03-5444-5000

FAX 03-5444-5600

E-mail : info@ntt-f.co.jp

http://www.ntt-f.co.jp/architect/index.htm



老人保健施設

心のゆたかさはぐくむ(7)

彩りのある生活空間を作りだす ②

前回は、色を通じた交流の機会づくりや施設などの生活空間における色の配し方などから、心理や生活暦等に応じた効果的な色彩の活用方法について考えました。

「住」を考える第二回目の今回は、「日本アロマケア学会」で運営委員長を務める佐俣弥生さんのお話から、アロマセラピーを正しく理解し、「香り」が体に及ぼす効果と、その活用について考えてみたいと思います。

アロマセラピーを正しく理解する

今回ご紹介する「アロマセラピー」(以下、アロマ)とは、「芳香療法」のことですが、具体的にどの様に活用するのかがご存知ない方も多いのではないのでしょうか。また最近の癒しブームで、巷に溢れている「香り」の入った化粧品や生活雑貨などの商品を生活の中に用いることを、おしなべてアロマだと思っている方も少なくないようです。

しかし正しくは、ハーブなどの芳香植物の精油(エッセンシャルオイル)を、蒸留法や圧搾法などの方法により抽出し、体に塗ったりマッサージしたり香りを嗅いだりすることで、天然の薬理効果を利用する療法のことをアロマと言います。

「日本では、一九八〇年頃からアロマが注目されるようになりましたが、国内の医療や福祉の分野

での実証事例が少なかったために、どちらかと言うとエステなど「美容」としての普及が先行していました。ちょうどその頃、私は看護師の資格を生かして、住民参加型の福祉活動などに精力的に取り組んでいたのですが、体調を崩してしまい、肉体的にも精神的にも追い込まれていました。その時、友人に薦められアロマを試してみたところ、その効果に驚くとともに、



「アロマセラピーは精油が命」産地や抽出方法、成分等が詳細に記されているものを使うことが絶対条件

アロマをもっと積極的に医療や福祉の場で活用することはできないかと考え、手探りで活動を始めました」と佐俣さんは話します。

「香り」を医療・福祉に生かす

佐俣さんは現在、医療や福祉の分野におけるアロマの草分け的な存在として、アロマを安全で効果的な医療の補助療法(メディカルアロマセラピー)として推進していこうと、医療従事者が集まり活動する「日本アロマセラピー学会」



入浴後アロマオイルを使いマッサージを行う様子。肌質を改善するだけでなく血行を促進しむくみ解消などにも効果がある

目的に設立された、「日本アロマケア学会」の運営委員長として活躍しています。

「アロマは気分的に心地良くなるだけで、ひと時の気休めに使うものと思われがちです。しかし実際には、精油を嗅いだり塗ったりすることで、その成分が脳や臓器、細胞等に様々な作用を及ぼしているということが科学的に解明されてきています。また、精油は種類によつて痛みや痒み、炎症を抑えるほか、免疫力を高めるなどの作用があることも分かっており、アレルギーや生活習慣病への効果も期待されているのです。最近では、産婦人科や心療内科、終末期医療を行うホスピスなどの医療機関で、心や体の不調を軽減したり緩和ケアに活用したりするなど、アロマを積極的に取り入れていこうという動きが、学会で数多く報告されています。また、福祉現場においては、特養の汚物処理室に殺菌力や消臭効果のある精油を用いたスプレーを置いて匂いを軽減したり、かぶれやとこずれなどの皮膚のトラブルへの対策として、肌を保護、改善する作用のある精油を用いたオイルでマッサージしたりするなど、介護に役立つアロマの研究事例も増えてきています」と言葉を続けます。

ひと・ネットワーク 132

『一人分でもおいしいお年寄り家庭料理帳』が完成して

上智社会福祉専門学校
専任教員 柴田 範子



一教員となる前は、在宅の高齢者の方々と長くかかわってきました。

高齢者の方々が最も素敵な表情をみせるのは、どんな時だったかを振り返ってみることがあります。そうすると、それは作りたてのおいしい食事を目の前にし、箸を持ち一口ほおばった時ではなかったかなあと思い返すのです。

介護保険制度が始まり、無駄のない効率的なサービスが求められるようになり、料理についても高齢者の方々と顔を突き合わせながら、「今日はこんなのどうかしら」などと会話をしたりする大切な過程が危機にあるなあと感じていました。また、サービスを利用する方が増えた分、大勢のホームヘルパーが必要となったため、料理経験の少ないホームヘルパーや料理の苦手なホームヘルパーも多くなりました。その結果、高齢者やその家族の方々からの苦情が多くなったのです。そこでアンケートの必要性を強く感じ、本冊子の執筆者である大日向先生と手分けして民間や社協の訪問介護事業所などに協力を依頼したところ、予想外に協力してくださるところが多く、現状を浮き彫りにすることができました。サービスを受ける方々からの苦情と同様に、サービスを提供するホームヘルパーも「食材が限られている」「短時間での調理が難しい」「調味料が揃っていない」「一人分での味付けが難しい」ことなどで悩んでいたのです。

本冊子は2年の時間をかけてようやく形にすることができたものです。サービスを受けている多くの方々は、1人暮らしや高齢夫婦などが多く、一度に沢山の量は必要としないため、逆に味付けがうまくいかないという悩みが多く、一人分の調味料で失敗なくおいしく、アレンジもできるようにしてみました。健康をいかに維持するかが社会的な課題になっていますが、冊子には簡単にできる料理がたくさん載っています。一人でも多くの方に使っていただければ幸いです。

※標題の冊子は中央法規出版より好評発売中です（定価1,400円）

理解を広めていくために

人の心や体に良い効果があり、医療や福祉の分野への活用が大きい期待されるアロマですが、精油の成分や使用方法などを正しく理解しなければ、その効果は半減してしまうと佐俣さんは話します。

「エステなど美容の世界でのアロマは、どの人にも同じように調合した精油や一律のマッサージ方法等でサービスが提供されています。心や体が『癒される』ということに主眼をおけば、これも立派なアロマだと思いますが、病気などの症状を『緩和』するために行うアロマは、一人ひとりの病状やその時々

の都度、使用するものや方法、手順を考えながら行っていくことが求められていることから、今後、学会での様々な活動を通じ、一つでも多くの活用事例を増やしていきたいと考えています。また、何よりも大切なのは、看護や介護を担っている方だけでなく、社会の多くの方々のご理解とご協力が必要だということです。そのためには、私たち関係者が中心となり、アロマの正しい知識や使用方法を伝えていくことが大切だと思います」と結んでくださいました。

◆日本アロマケア学会

☎ 048-529-0666

URL <http://member.nifty.ne.jp/aromagakai/care/>



今回の取材で、アロマが、科学的にも心や体に良い影響を及ぼすということが分かっただけでなく、周囲の方々にも様々な効果を及ぼすものであるということが分かりました。

「心は肉体に反映する」と話す佐俣さんの言葉の通り、自暴自棄になっていた患者さんの病状や心を和らげるだけではなく、何もしてあげられないと悩んでいた家族が、アロマのマッサージを覚え、患者さんに触れてあげることを持続けたところ、互いの心のわだかまりがほぐれ、家族間の交流が回復するとともに、積極的なケアをしていこうという家族の意欲につなが

がったことや、また本文中の特養の事例のように、汚物処理室を出入りする際に体に付着する、口には出さなくても実は以前から皆が気にしていた汚物の匂いがアロマで解消されたことで、誰もが気兼ねせず処理室を利用できるようになったという声も聞かれ、人間関係や生活空間を和やかにする手段として、アロマを活用していくというのも一考だと感じました。

今後、医療や介護にとどまらず、子どもの豊かな育ちや障害のある方々の意欲の源、そして家族の安らぎへの活用など、私たちのアイデア次第で、アロマの可能性を福祉分野に生かすことができるのではないかと感じました。（企画課）

※佐俣さんのアロマショップ：「どんぐり工房 グランデス」
鎌倉市稲村ガ崎5-10-21 ☎・FAX0467-32-9832(10時～18時)



自分たちの持つ力を生かした就労の場を オフィスビジュアル21（藤沢市）

本年度を開始年度とした新たな「障害者基本計画」は、障害者の社会参加や参画に向けた施策の、一層の推進が図られるものとして期待が高まっています。しかし、障害者雇用にあっては、長引く景気の低迷からか、その促進が遅々として進まない現状があります。

今回は、視覚に障害のある方たち自らが起業した「オフィスビジュアル21」（以下、オフィス）代表の川崎禎輔さんほか、スタッフの皆さんにお話を伺いました。

できることを見出し・生かしあう

行政の広報誌や個人の名刺等の点字製版・印刷を中心に、視覚障害用パソコンソフトの販売やパソコン指導などを行うオフィスは、身体障害者授産施設で点字製版技術を習得し、同法人内の点字出版所で働いていた全員の川崎さんと、職員だった小澤洋子さんとの出会いがきっかけとなり、平成十一年にオープンしました。

「経済的にも職業的にも自立したいと考えていた私は、施設以外

に自分の力を生かせる場がないかと考えていました。そんな思いを抱いていた頃、同じように福祉的就労のあり方に疑問を抱いていた小澤さんと知り合い、自分たちの力で起業しようということになりました」と話す川崎さん。



点字印刷などのほか点訳データの校正やお手持ちの資料のデータ化など1つひとつ丁寧に仕上げます

福祉的就労ではない就労の場を目指したいという思いは、福祉関連の補助や助成を一切受けずに起業した、というお話からもうかがい知ることができます。

「技術を習得した方の多くは、施設や地域作業所など福祉的就労の

場で働いています。そこでは、どうしても障害のある方は利用者、健常者は職員という関係になってしまう。そんな図式を何とか変えることはできないか。障害のある方のできない部分ばかりを見るのではなく、個々の持つ力や技術など、『できる部分』を出し合えるような就労の場が作れないかと考えました。経営は決して順調とは言えませんが、私たちの活動が、障害者の就労に対する理解促進に向け一石を投じるものになれば」と小澤さんは話します。

また、主にパソコン指導を行うスタッフの一人、小沢恒二さんは、「自分で読み書きや情報収集ができるということ、視覚に障害のある方々にこの上ない喜びと生きる自信をもたらします。そんな思いを一人でも多くの方に知ってもらいたい。私は弱視ですので、見えない方の不便を理解し気持ちに添うこともできるし、見ることもできますから、より細やかな指導もできます。そんな、障害者特性として生かせる会社を作っていきたいです」と力強く語ってくださいました。（企画課）

オフィスビジュアル21
TEL 0466-35-8966
URL <http://www.jade.tn.jp/~ov-21/index.htm>

一社会福祉施設の設計監理一

株式会社 安江設計研究所
YASUE & ASSOCIATES'Inc.

東京都港区高輪2-19-17-808

TEL03(3449)1771(代) / FAX03(3449)1772

E-mail : BCH12011@nifty.com



K保育園（横浜市）



新築・増築・改修等お気軽にご相談ください